

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点設置）
- 二 測量の地域 桜井市大字西之宮（桜井県営住宅敷地周辺）
- 三 測量の期間 平成二十八年一月五日から同年三月二十四日まで